ＦＭ西東京（令和元年7月1日放送）

　　　　　　　　　　　　　　**養育家庭の制度**

【アナウンサー】

こんにちは。今日は東京都の養育家庭制度についてお話を伺います。

皆さんは「養育家庭制度」または、里親についてご存知でしょうか？

本日は、ゲストに東京都小平児童相談所から養育家庭担当の玉利裕子さんにお越しいただきました。

「養育家庭制度」とはどのような制度なのか、これから詳しくお話していただきます。　　　玉利　裕子さんよろしくお願いします。

【職員】

こんにちは。ただいま、ご紹介いただきました、東京都小平児童相談所で養育家庭担当をしております、玉利裕子と申します。本日は「養育家庭制度」についてお話をさせて頂きます。よろしくおねがいします。

【アナウンサー】

早速ですが、「養育家庭制度について」お話を聞かせてください。

【職員】

はい、養育家庭とは、養子縁組を前提とせずに、社会的養護が必要な子どもたちを、家庭的な環境の中で、養育して頂く里親さんたちのことを指します。

【アナウンサー】

具体的に「社会的養護」というのはどのようなことを指すのでしょう?

【職員】

児童相談所では、さまざまな事情から家庭での養育が困難な子どもたちの相談をお受けしています。時にはお子さんたちを一時的にお預かりして、実親さんに代わって施設や養育家庭にお預けして養育をお願いします。実親が養育できない子供達を、社会全体で養育していこうというのが、社会的養護です。

【アナウンサー】

　様々な事情ということですが・・・

【職員】

はい。今児童相談所で相談対応として多いのは、虐待です。他には、実親の傷病・親子関係の不調・お子さんの非行などがあります。

【アナウンサー】

社会的養護の担い手として、養育家庭の他にはどこかあるのでしょうか？

【職員】

「社会的養護」には、大きく２つ種類があり、１つはいわゆる「施設養護」と呼ばれているもので、0歳からおよそ2歳までお預かりしている乳児院やそれ以上の年齢から高校卒業までお預かりする児童養護施設などの児童福祉施設で養育されています。もう１つが「養育家庭」のように、家庭的な環境の中で養育する「家庭養護」がです。施設の在り方も、小規模施設が主流となり、家庭的雰囲気を出来るだけ保てるように、職員の皆さんは苦慮されています。

【アナウンサー】

養育家庭は、現在どれくらいのご家庭が登録されているのでしょうか？

【職員】

小平児童相談所管内（小平市・清瀬市・東久留米市・東村山市・東大和市・武蔵村山市・国分寺市・小金井市・西東京市）では、6月1日現在、51家庭のご家庭が登録されています。そのうち36家庭のご家庭に合計43名のお子さんたちがそれぞれのご家庭で生活しています。そのほかに、一時的に短期間だけお子さんを預かってくださったご家庭が、平成30年度には8家庭。そこに11人のお子さんを預かって頂きました。

お子さんを預かっていない養育家庭もありますが、その時のお子さんのニーズにあった養育家庭と考えると、数的にはまだまだ不足しています。具体的には、中学生・高校生の年齢から受け入れてくれるご家庭。療育を必要とするお子さんを受け入れてくれるご家庭。また、その日のうちにお子さんを受け入れてくれるご家庭。まさに今、家庭と分離しなければならないお子さんもいます。そのようなときにでもすぐに対応してくれるご家庭がもっと多くなるとありがたいです。

【アナウンサー】

中高生の受け入れやその日から受け入れが必要なお子さんというのはどのような場合をいうのでしょうか？

【職員】

子供たちを親元から分離する必要性がある場合、子供たちは一時保護所に入ることになります。子供たちの行動観察、心理的にどのくらい傷を負っているのか？等見極めるところです。子供の安全確保をする必要もあり、地域の学校への登校が出来なくなります。一方で中には学校生活の継続が望ましい場合もあります。特に中高生はテスト期間であったり、受験前であることもあります。そのような場合に学校への登校を確保するために、養育家庭に一時保護の役割を担って頂くのです。また一時保護所が満床の場合があります。しかし、今まさに虐待を受けているお子さんを家に帰すわけにはいきません。そのような場合、養育家庭に一時保護をお願いすることがあります。緊急性を要するときには、その日のうちにお願いするというわけです。

【アナウンサー】

養育家庭も今お話しいただいたことを考えると、専門性が必要になってくるのですね。

【職員】

はい、その通りです。

【アナウンサー】

それでは、具体的に養育家庭になるためにはどのような手続きが必要なのか？リスナーからの質問に沿ってお話して頂けますか？一つ目は養育家庭になる条件についてです。

【職員】

養育家庭の認定要件についてお話します。東京都の場合

1. 内に在住の方。
2. ご自宅のお部屋の広さ。
3. 所得などです。

平成30年10月から、里親要件が変わりました。今まで養育家庭の要件であった年齢は撤廃されました。ただし、65歳以上の場合には、健康診断の提示が必要となります。

お部屋の広さについては、今までは2室10畳以上であったものが、家族構成に応じた面積水準を満たしているかどうか、お子さんの個室が確保できるなど、環境を整えることが出来るか？などです。

経済要件については、生活保護基準以上であること、収入以外の負債の確認をさせて頂きます。例えば住宅ローン・自動車ローンの返済額の確認などです。

【アナウンサー】

二つ目の質問です。研修を受ける必要があると聞きましたが、どのようなことをするのでしょうか？

【職員】

研修は座学を２日間。施設実習を２日間受講していただきます。

　座学では、社会的養護について理解をして頂くこと、お子さんの成長発達について、お子さんの特性などについて勉強して頂きます。

【アナウンサー】

三つ目の質問は、養育家庭になるためにどのような手続きを踏めば良いのでしょうか？

【職員】

まずはご自身のお住まいの管轄である児童相談所に電話でお問合せください。電話で大まかな説明をさせて頂き、次に面接をさせて頂くための日程を調整させて頂きます。面接後に、養育家庭登録の手続きである、研修のご案内をさせて頂きます。都内には11か所の児童相談所がありますので、ご自身の管轄児童相談所をホームページなどで確認して下さい。

【アナウンサー】

　それではもう少し、児童虐待についてお話を伺います。具体的に児童相談所はどのくらい虐待相談を受けているのでしょうか？　子供たちの置かれている背景については、最近では、目黒区、千葉県野田市で起きた虐待死のニュースが大きく報道されました。本当に痛ましい事件です。親からの不適切な養育で命を落としたり、過酷な状況に置かれている子ども達のニュースが後をたちません。虐待の件数は全国的にどのような状況になっているのでしょうか？

【職員】

はい。「児童虐待件数」は全国的に平成３０年8月に公表された速報値では、平成29年度は、１３万３０００件を超えました。東京都では、平成２９年度、１３，０００件越えとなっています。増加の要因は、心理的虐待の増加です。面前ＤＶや警察からの通告の増加が挙げられています。面前ＤＶというのは、夫婦間、内縁関係等の中で配偶者に対する暴力行為等を子供たちの面前で行うことが、虐待に当たるとされています。子供にとって精神的な苦痛をもたらすだけではなく、子供の成長発達を妨げる要因ともなっているのです。

【アナウンサー】

全国の虐待件数などの事情も、良く理解できました。少しでも多くのお子さんを救わなければならないこと。少しでもそのようなお子さんが少なくなっていかなければならないと思います。

虐待を受けたお子さんたちは成長発達の中で、何か影響はあるのでしょうか？

【職員】

一番に問題とされるのは、愛着の問題です。本来ならば一番信頼しているはずの親から、身体的、心理的に虐待を受けるのです。愛情を沢山受けなければならない親から、不衛生な生活環境で育てられたり、食事を与えられない場合もあります。その影響として、人を信用することが出来なくなったり、コミュニケ―ションが上手に取れなかったり、人との距離感が取れなくなってしまうのです。

【アナウンサー】

そのような子どもたちが養育家庭で生活して行くとどのようになっていくのでしょうか？

【職員】

　養育家庭で生活が始まると、しばらくは生活に慣れるために緊張もし、本来の自分を出せない状況があります。また少し経つと、「試し行動」をとり始めます。本当にこの家は安心に暮らせるところなのか？ここの大人は信用できるのか？わざと怒られるような行動をとります。また、それまで出来ていたことをしなくなります。例えば排泄の自立や食事の場面で出てきます。わざとおもらしをしたり、手づかみでご飯を食べたりなどです。

【アナウンサー】

そのような行動をとる子供たちへの対応は、ものすごく大変そうですね。ずっとそのままなのですか？

【職員】

ずっと続くわけではありません。その子供によって期間は異なりますし、試し行動の出し方も異なります。養育家庭で丁寧に根気強く対応して頂ければ、子供たちも養育家庭を安全基地と認識し、生活も落ち着いてきます。

【アナウンサー】

「試し行動」はある期間過ぎてしまえば、乗り越えられるのだということは分かりましたが、お子さんとの関係自体がうまく行かないなどトラブルがあった時に相談することは出来るのでしょうか？

【職員】

はい。児童相談所はお子さんをお預けしたら、それでおしまいではありません。養育家庭には里親の担当として「親担当福祉司」。子供の担当として「子担当福祉司」が必ずついています。それぞれが連携して、養育家庭の状況を確認しています。子供たちの成長発達途上における問題にも、一緒に対応して行きます。

【アナウンサー】

児童相談所の職員の方たちは大変忙しいと思います。そのような中で対応はうまくいきますか？

【職員】

はい。東京都では、平成30年1月から、「チーム養育」という体制が出来ました。チームのメンバーは、養育家庭さん自身・児童相談所、地域の子供家庭支援センター、学校、保育園、施設に配置されている里親支援専門相談員などです。チームの大人たちが子供たちを支えていく体制です。先ほどお話した「子担当」と「親担当」が児童相談所にはいます。他に養育家庭専門員が各児童相談所に配置されてい、親担当と共に養育家庭をサポートします。だれが何を担当しているの？と混乱してしまいそうですが、誰に相談しても、解決策をみんなで考えて行けるよう、子供たちの情報は共有しています。その中でも児童相談所の親担当が、チームの皆さんからの情報を集約できる体制を取っています。

養育家庭、専門機関、地域全体が子供たちの支援者であり、養育家庭への支援者であるという考えのもとに体制作りを行ってきました。子供たちとの関係不調や反抗期・思春期など、子供たちの成長過程においては、様々なことが待ち受けています。養育家庭が子供たちにとって第一の支援者ではありますが、養育家庭だけに任せるのではなく、皆で考えて行き、支援して行くという体制です。

【アナウンサー】

養育家庭同士のつながりはありますか？

【職員】

はい繋がりはあります。毎月1回児童相談所内で、養育家庭が集まりお食事会を開催しています。また、年齢の近い子供が居る養育家庭同士、同じ悩みを持った養育家庭同士などで、個々に相談し合っている方もいます。小平児童相談所管内の養育家庭が集まり、キャンプやボーリング大会も開催されています。そのような場が情報収集の場にもなっています。

【アナウンサー】

今後、里親についてもっと知りたいという時には、どのようにすればよいでしょうか？

【職員】

はい。それぞれの区市町村で毎年、養育体験発表会を開催し、養育家庭について知ってもらおうという会があります。毎年１０月・１１月の里親月間に開催しています。養育家庭の方に、御自分の体験談を話して貰い、養育家庭への啓発活動としています。ぜひ足を運んで話を聞いてもらえると嬉しいです。また市役所や子ども家庭支援センターにも養育家庭のパンフレットやグッズが置いてありますので、気にかけて頂ければと思います。東京都のホームページにもご紹介させて頂いています。実際に養育家庭にはなれないわ。と思っている方も養育家庭制度について知っていただく事、理解していただく事も大切だと強く感じています。「Tokyo里親ナビ」を検索して頂くとより詳しく出ていますので、是非こちらもご覧ください。

養育家庭を理解し、見守って下さる方が地域にいらっしゃることは、子供にとっても、里親にとっても、大きな力です。家庭で暮らせないとしてもそれは子供の責任ではありません。ぜひ養育家庭制度への理解をひとりでも多くの方にお持ちいただけたらと思っています。養育家庭で子供たちが生活していくには、皆さんの協力が不可欠です。　　　　　　　是非制度について理解をし、温かい目で見守っていただければ幸いです。

【アナウンサー】

今日は養育家庭のことについて、伺いましたありがとうございました。